

令和三年三月五日受領
答弁第五五号

内閣衆質二〇四第五五号

令和三年三月五日

内閣総理大臣 菅 義 偉

衆議院議長 大島 理 森 殿

衆議院議員丸山穂高君提出歩行者の交通事故防止に関する質問に対し、別紙答弁書を送付する。

衆議院議員丸山穂高君提出歩行者の交通事故防止に関する質問に対する答弁書

一、二、三の1及び2の前段並びに四について

都道府県警察においては、歩行者の交通事故を防止する観点から、御指摘の令和二年十一月二十七日付けの通達等に従って、横断歩道における歩行者優先義務の遵守等に関する交通安全教育や広報啓発の推進、道路を横断しようとする歩行者の保護に資する交通指導取締りの推進、道路管理者と連携した御指摘の「ハンプ」や「スムーズ横断歩道」等の整備の推進といった取組を進めているほか、反射材料を用いた横断歩道の高輝度化等、横断歩道の視認性を確保するための取組も進めているところである。

また、御指摘の「横断歩行者等妨害等」に係るものも含め、交通指導取締りについては、交通事故の抑止に資するものとなるよう、各警察署ごとに、交通事故実態の分析等に基づく方針の策定、当該方針に従った実行、おおむね六箇月の周期による効果検証、その結果の次期の方針への反映といったPDCAサイクルに基づく管理を行っているところである。

警察庁としては、引き続き、これらの取組が着実に実施されるよう、都道府県警察に対して必要な指導を行っていききたいと考えている。

なお、現時点において、御指摘の「横断歩行者等妨害等を行った車両の確認事務」に係る「民間委託及び自動記録装置の導入」や「横断歩道での歩行者優先に関する罰則強化」等については、考えていない。

三の2の後段について

全国の横断歩道の数は、令和元年度末時点において、百十五万七千九百二本である。

全国の御指摘の「ハンプ、イメージハンプ及びスムーズ横断歩道」の数は把握していないが、御指摘の「生活道路対策エリア」のうち、「ハンプ」が設置されているものは、平成三十年末時点で四十八箇所であり、また、「イメージハンプ」が設置されているものは、同時点で二十一箇所であると承知している。